

70歳以上の高齢受給者の外来療養にかかる年間の高額療養費の支給申請手続きの改正について

地方公務員等共済組合法施行規程の一部改正により、70歳以上の高齢受給者の外来療養にかかる年間の高額療養費制度(以下「外来年間合算高額療養費」という。)における申請手続きについて下記のとおり取扱うことといたしましたのでお知らせいたします。



1 制度の概要

基準日時点(毎年7月31日)の所得区分が「一般」または「低所得」である70歳以上の組合員および被扶養者が計算期間(毎年8月1日～翌年7月31日)のうち、外来診療にかかる自己負担額が14万4千円を超えたときは、その超えた額を年間の高額療養費として支給します。

2 改正内容

計算期間内に医療保険者が変更となっている場合の外来年間合算高額療養費の申請については、基準日組合^{*1}に申請することとなっており、申請の際には関係組合^{*2}が発行した「自己負担額証明書」の添付が必要となっておりました。

この度、情報ネットワークシステムを活用した情報連携の本格運用が開始されたことに伴い、令和3年8月31日より基準日組合から関係組合に対して自己負担額の照会をすることが可能となりました。

つきましては、今後、計算期間内に医療保険者が変更となっている方の外来年間合算高額療養費を本組合に申請する場合は、「高額療養費(外来年間合算)支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」のみを提出してください。

なお、計算期間内において医療保険者が変更となっていない方については、従来どおり医療機関等からの診療報酬明細書(レセプト)に基づき給付しますので本組合への申請は不要です。

*1 基準日組合：計算期間の末日において申請者が組合員として属している組合

*2 関係組合：基準日組合以外の組合